

日本品質・真正品認証・登録 募集要項



2018年11月

一般社団法人 レジリエンスジャパン推進協議会

目次

1. 本募集要項の趣旨	3
2. 日本品質・真正品認証の申請書類	3
3. 申請から審査、認証登録までの流れ	4
3-1 申請	5
3-2 事務局確認（書類の確認）	6
3-3 申請者の要件確認（書面による要件の確認）	7
3-4 認証審査（書面による基準適合審査）	7
3-5 登録確認（書面での確認）	7
3-6 面接の実施	8
3-7 現地調査の実施	8
3-8 合否の発表	8
3-9 登録手続き	8
4. 審査料及び認証・登録料	9
表1. 申請に関する文書一覧表	10

日本品質・真正品認証・登録 募集要項

一般社団法人 レジリエンスジャパン推進協議会

1. 本募集要項の趣旨

強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法が平成25年12月11日に公布・施行されました。それに基づいて策定された「国土強靱化基本計画」（平成26年6月3日閣議決定）（以下、「基本計画」という。）に基づき、日本国政府によって、国土強靱化に関する施策が推進されております。

一般社団法人レジリエンスジャパン推進協議会（以下、「推進協議会」という。）では、基本計画を推進して、強靱な企業体質の構築によるさらなる国土強靱化と地方創生を進めていくため、特に、国内及びグローバル・ビジネス拡大やサプライチェーンの複線化による災害に強い産業構造を構築していくために、「民」主導の新たな取組として、新しい商品認証の制度である「日本品質・真正品認証制度」（以下適宜、「本制度」ともいう。）を実施します。

本制度では、推進協議会が定めた基準に適合する“日本発”の商品を「日本品質・真正品」として認証（以下、「日本品質・真正品認証」という。）し、登録（以下、「日本品質・真正品登録」という。）することで、「日本品質・真正品認証・登録」を行います。また、本制度では、「日本品質・真正品認証・登録マーク」（以下、「認証マーク」という。）の使用の許可を行います。

本募集要項は、推進協議会が定める「日本品質・真正品認証・登録 実施要領」（以下、「実施要領」という。）に基づいて推進協議会が実施する日本品質・真正品認証・登録に関して、その具体的な手続きを定めるものです。

2. 日本品質・真正品認証の申請書類

日本品質・真正品認証を受けようとする場合、日本品質・真正品認証・登録の申請（以下、「申請」という。）を行っていただきます。そして、日本品質・真正品認証・登録のための審査（以下、単に「審査」という。）を受けていただきます。審査では、後述するように、事務局確認、申請者の要件確認、認証審査及び登録確認が行われます。

申請をする者（以下、「申請者」という。）は、表1「申請に関する文書一覧表」の文書を準備してください。これらの文書は、⑥日本品質・真正品認証に関する認証・登録合意書（以下、単に「合意書」ということがある。）を除き、推進協議会のホームページ（HP）からダウンロードできます。⑥日本品質・真正品認証に関する認証・登録合意書は、①（別添様式1）日本品質・真正品認証申請書による申請の後、推進協議会の日本品質・真正品認証事務局（以下、「真正品認証事務局」という。）から申請者宛に郵送されます。

そして、これらの文書の内容をご確認の上、申請時に提出していただく書類として必要となる事項を記入し、添付書類等を添えて、申請していただきます。

申請時に提出していただく書類（以下、「申請書類」という。）は、次の6種類です。

- ① (別添様式1) 日本品質・真正品認証申請書 (2箇所を押印の上、スキャンしてPDFとしたもの)
- ② (別添様式2) 日本品質・真正品認証申請者提出書類
- ③ (別添様式3) 添付書類整理表
- ④ 添付書類 (サイズはA4とし、A3の場合は折り込みのもの)
- ⑤ 申請者の概要 (既存のもので結構です。ただし、従業員数の記載のあるものが望ましい。)
- ⑥ 日本品質・真正品認証に関する認証・登録合意書

(1) ① (別添様式1) 「日本品質・真正品認証 申請書」について

- ・ 申請書の部分と申請時の確約書の部分とからなります。
- ・ 申請者の代表者としては、事務の簡素化の観点から、当該申請に係る担当組織・部門の長 (例えば、申請者が企業等である場合、担当の部長) でも可能です。
- ・ 次に、申請書の部分では、申請者が中小企業者に該当するか否かに関し、申告を行っていただきます。「日本品質・真正品認証・登録 実施要領 補則 その1」の「3-1. 申請者」の「②品質管理及び環境への配慮の要件」について」の1)「中小企業者の定義」にしたがい、いずれかのチェック欄にチェックを入れてください。
- ・ 申請者の業種については、日本標準産業分類 (総務省) (平成25年10月改定) の小分類にしたがって、ご記入ください。

http://www.soumu.go.jp/toukei_toukatsu/index/seido/sangyo/H25index.htm

- ・ 申請商品の名称を「申請商品名」の欄に記入するとともに、「日本品質・真正品認証・登録 実施要領 補則 その2」を参照して、当該申請商品の類型をご記入ください。
- ・ この後の合意書の締結等の事項について理解したうえ、必要なチェック欄にチェックを入れてください。
- ・ 次に、確約書の部分は、申請商品について申請者自ら必要な調査・確認等を行い、それに基づいた申請であることを確約するためのものです。1から5に記載の内容に対して必要なチェック欄にチェックを入れることで確約を行ってください。

(2) ② (別添様式2) 「日本品質・真正品認証 申請者提出書類」について

「日本品質・真正品認証 申請者提出書類の記入の手引き」にしたがって記入いただきます。そして、必要に応じて添付すべき書面等を、③ (別添様式3) 添付書類整理表に記入のうえ、④添付書類としてまとめて提出して下さい。

(3) ⑤申請者の概要

「⑤申請者の概要」は、日本国内を本拠地として当該申請に係る商品の事業を行っていることがわかる資料であって、既存の会社案内やホームページのコピー等の既存のもので結構です。ただし、従業員数の記載のあるものが望ましいです。

(4) ⑥日本品質・真正品認証に関する認証・登録合意書

この後の説明のように、申請者は、①（別添様式1）日本品質・真正品認証申請書により申請を行った後、合意書2通を作成します。そして、合意書締結の証として、推進協議会と申請者の双方が記名押印した合意書を、各自が1通保有します。

3. 申請から審査、認証登録までの流れ

申請者は、申請書類①の（別添様式1）日本品質・真正品認証申請書（以下、「申請書」という。）を作成し、申請の準備ができましたら、申請をしていただきます。これによって、申請者は、申請に際して行われる合意書の締結に進むこととなります。

合意書の締結では、真正品認証事務局が前記申請を受けてその申請を確認した後、申請書類⑥の日本品質・真正品認証に関する認証・登録合意書（同じ内容で申請者未記名のもの2通）を申請者宛に郵送します。申請者はそこに示された合意内容を確認のうえ、2通それぞれに申請者の代表者が記名押印して合意書2通を完成させます。そして、そのうちの1通を真正品認証事務局宛に郵送します。

以上により、申請に際して必要となる合意書の締結がなされます。

その後、申請者は、その他②～⑤の申請書類を作成・準備します。次いで、それらの準備ができましたら、真正品認証事務局宛に提出していただきます。その結果、当該申請に必要な書類（以下、「申請書類」という。）が揃っているかどうかを真正品認証事務局が確認する事務局確認（書面での確認）へと進んでいただきます。

次に、申請者は、実施要領第3条第3-1項に規定の申請者の要件を満たすかどうかを真正品認証審査委員会の審査員が検討し確認する、申請者の要件確認（書面での確認）へと進んでいただきます。

次いで、申請者は、申請商品が実施要領第3条第3-2項に規定の認証・登録の基準に適合するかどうかを真正品認証審査委員会の審査員及び技術専門員が審査する認証審査（書面審査）へと進んでいただきます。

次いで、申請者は、実施要領第3条第3-1項に規定の申請者の要件を満たし、且つ、申請商品が実施要領第3条第3-2項に規定の認証・登録の基準に適合することを真正品認証審査委員会の委員が確認する、登録確認（書面での確認）へと進んでいただきます。

この登録確認によって、実施要領第3条第3-1項に規定の申請者の要件を満たし、且つ、実施要領第3条第3-2項に規定の認証・登録基準に適合することが確認された場合、申請者は認証・登録へと進んでいただきます。

以下において、申請から審査、認証登録までの流れにおける申請や審査等の各段階について、より詳しく説明します。

3-1 申請

(1) 先ず①の申請書類（①申請書）を推進協議会のホームページ（HP）からダウンロードして必要事項を記入のうえ、推進協議会の真正品認証事務局宛に、電子メールおよび郵送の2種類の方法で送付してください。

真正品認証事務局は前記申請書を受領してその記載内容を確認します。その後、上述

したように申請者宛に、申請書類⑥の日本品質・真正品認証に関する認証・登録合意書（同じ内容で申請者未記名のもの2通）を申請者宛に郵送します。申請者はそこに記載された合意内容を確認のうえ、2通それぞれについて申請者の代表者が記名押印し、そのうちの1通を真正品認証事務局宛に郵送してください。

こうして推進協議会との間で合意書の締結が行われます。

その後、申請者は、推進協議会のホームページ（HP）から申請に関する文書をダウンロードし、必要事項を記入して、申請書類を作成します。そして、作成された上記②～⑤の申請書類一式を、電子メールおよび郵送（簡易書留）の2種類の方法で、推進協議会の真正品認証事務局宛に送付し提出してください。

※「日本品質・真正品認証 申請者提出書類」に添付する添付書類等で電子ファイルにすることが容易でないものは、郵送（簡易書留）のみで結構です。

※申請書類における個人情報や社外秘の部分は、審査に際して必要となる部分を除き、必ず黒塗りするなどしてマスクしてください。

※郵送いただく提出書類（申請書類）の部数は、1部です。真正品認証事務局にてコピーを作成して審査するため、クリップ止めまたは紐綴じでの提出をお願い致します。

※手続を進めていく上でご連絡を差し上げるため、①（別添様式1）日本品質・真正品認証申請書に、必ずメールアドレスの記入をお願い致します。

(2) 審査に当たっては審査料が必要となります（下記「4. 審査料、日本品質・真正品認証・登録料」を参照）。真正品認証事務局より審査料請求書を発行しますので、申請者は、期日までに振り込んでください。

尚、一度支払われた審査料は、理由を問わず返却しませんのでご注意ください。そして、審査の結果登録に至らなかった場合も当該審査料は返却されませんのでご注意ください。

連絡先、申請書類郵送先、メールアドレス、ホームページ

〒150-0001

東京都渋谷区神宮前6丁目19番17号 ペリエ神宮前5階

一般社団法人レジリエンスジャパン推進協議会

日本品質・真正品認証事務局

TEL：03-6712-5197

FAX：03-6712-5198

Email：jqgpc@resilience-jp.com

ホームページのURL： <http://www.resilience-jp.biz/>

3-2 事務局確認（書類の確認）

事務局確認では、提出された申請書類について、必要なものが揃っているかどうかを真正品

認証事務局が確認します。事務局確認は、書類の確認のみです。

そして、提出された申請書類のうち、特に①の申請書の確約書の部分、並びに②の（別添様式2）日本品質・真正品認証申請者提出書類（以下、「申請者提出書類」という。）及びそれに添付された書類等を、推進協議会の真正品認証事務局でチェックします。内容に関して不足や不明な点があると思われる場合には、真正品認証事務局より申請者に質問します。そのうえで、不足等が明らかになった場合には、追加の書面等の提出や説明文の追加・修正をお願いすることになります。

事務局確認の主な目的は、申請書の確約書の部分のチェックの確認、並びに申請者提出書類（別添様式2）における＜必須事項＞及び＜必要事項＞について、それらを満たしていることを示す添付資料等が揃っているかどうかを確認することとなります。

したがって、申請書の確約書の部分で確約のためのチェックがなされ、並びに申請者提出書類（別添様式2）における＜必須事項＞及び＜必要事項＞のすべてについて、それらを満たしていることを示す資料等が提出されていれば、事務局確認は実質的に終了となります。また、当初提出の段階では不足していても、真正品認証事務局から質問し、それに適切に応じて追加や修正をしていただければ、同様に事務局確認は終了となります。

3-3 申請者の要件確認（書面による要件の確認）

申請者の要件確認は、申請者において実施要領第3条第3-1項に規定の申請者の要件が満たされているか否かの検討・確認が行われます。申請者の要件確認は、申請者により提出された申請者提出書類（別添様式2）及びそれに添付された添付書類に基づき、真正品認証審査委員会の審査員が、書面により、検討・確認を行います。

この段階でも、真正品認証事務局や真正品認証審査委員会の審査員から申請者に質問し、その回答を踏まえて追加や修正をお願いすることがあります。

尚、申請者の要件確認は、実施要領第4条第4-3項の規程にしたがい、申請者の要件確認の省略が認められます。すなわち、半年以内に行われた本制度の他の審査において、申請者の要件確認に関し実施要領第3条第3-1項に規定する要件を満たすことが確認されている場合があります。その場合、当該申請の審査においては、当該申請者の申し出により、申請者の要件確認の省略が認められます。

3-4 認証審査（書面による基準適合審査）

認証審査では、申請商品が、実施要領第3条第3-2項に規定の認証・登録の基準に適合しているか否かを審査します。認証審査は、申請者により提出された申請者提出書類（別添様式2）及びそれに添付された添付書類に基づき、真正品認証審査委員会の審査員及び技術専門員が、書面により行います。そして、この段階でも、真正品認証事務局や真正品認証審査委員会の審査員及び技術専門員から申請者に質問し、その回答を踏まえて追加や修正をお願いすることがあります。

3-5 登録確認（書面での確認）

登録確認では、審査員による申請者の要件確認の結果、及び、審査員及び技術専門員による

認証審査の結果について、真正品認証審査委員会が日本品質・真正品認証・登録のための確認を行います。具体的には、審査委員長及び認証審査委員からなる真正品認証審査委員会が、申請者において実施要領第3条第3-1項に規定の申請者の要件を満たし、且つ、申請商品において実施要領第3条第3-2項に規定の認証・登録の基準に適合していることを確認します。

この登録確認も、真正品認証審査委員会にて書面により行われます。この段階でも、真正品認証事務局や真正品認証審査委員会の委員から質問し、その回答を踏まえて申請者に追加や修正をお願いすることがあります。

3-6 面接の実施

申請者の要件確認の結果及び認証審査の結果、真正品認証審査委員会によって面接が必要であると判断された場合、原則登録確認の前に1回、実施要領第4条第4-2項及び第4-6項に規定する面接を行います。

面接では、以下の項目を確認します。

- (1) 日本品質・真正品認証申請者提出書類（別添様式2）における<必須事項>及び<必要事項>について、それらを満たしていることを示す資料等のうち、提出を行っていない事項があれば、書面等の提示の上、説明を求めます。
- (2) その他、申請者の要件確認上及び認証審査上で確認を要することを質問し、申請者の代表者等の面接の出席者に回答を求めます。

3-7 現地調査の実施

申請者の要件確認の結果及び認証審査の結果、真正品認証審査委員会により、現地調査が必要であると判断された場合、原則登録確認の前に1回、実施要領第4条第4-2項及び第4-6項に規定する現地調査を行うことがあります。

現地調査では、実施要領第3条に規定された申請者の要件及び認証・登録の基準の全要件のうち、真正品認証審査委員会が必要と判断した各要件について、当該認証審査を担当する審査員、技術専門員等が、現物や実施状況のチェック等を行います。現地調査を行う場合、申請者には、1) 施設への立ち入り、2) 文書の調査、3) 記録の閲覧、4) 機器・設備の調査、5) 関連要員への接触等について、便宜を供与していただきます。

現地調査の実施については、真正品認証事務局より、調査内容、担当する審査員や技術専門員等、日時、及び実施場所等の必要な案内を行います。

3-8 合否の発表

登録確認の結果、申請者が実施要領第3条第3-1項に規定の申請者の要件を満たし、且つ、当該申請商品が実施要領第3条第3-2項に規定の認証・登録の基準に適合すると確認された場合には、申請者に対し、真正品認証事務局よりその旨通知（以下、「合格通知」という。）をします。また、登録手続きのために真正品認証事務局から、日本品質・真正品登録の登録料払い込みに係る請求書、及び実施要領第10条の規定に係る認証マークの使用規程等を含む資料一式を送付します。

登録確認の結果、不適合と判断される場合があります。その場合は、真正品認証事務局より

不適合通知書及び不適合理由を申請者に送付します。

なお、本制度では、実施要領に規定されるように、審査に係る判断やその内容等について、異議又は苦情等を一切受け付けません。ただし、本制度では、審査の結果により不適合となった場合であっても、当該申請者は、不適合理由を克服したうえで、再度の申請が可能です。

3-9 登録手続き

合格通知を受けた申請者は、実施要領に規定された登録料（下記「4. 審査料、登録料」参照）を振り込んでいただきます。真正品認証事務局では、登録料の振り込みを確認後、申請者に対し、日本品質・真正品認証・登録証を交付します。

その際、申請者に、推進協議会のHP上の公開掲載の可否を確認します。連絡は主にメールにて行います。

4. 審査料及び認証・登録料

審査料及び認証・登録料（2年分）は下記のとおりとなります。

審査料は、340,000円＋消費税とし、認証・登録料（2年分）を70,000円＋消費税とし、合計410,000円＋消費税とします。

ただし、実施要領第4条第4-3項の申請者の要件確認の省略の規程の適用がある場合、審査料は、325,000円＋消費税とし、認証・登録料（2年分）を70,000円＋消費税とし、合計395,000円＋消費税とします。

尚、審査では、3-2. 事務局確認、3-3. 申請者の要件確認、3-4. 認証審査及び3-5. 登録確認に係る通常の審査業務の他に、真正品認証事務局や真正品認証審査委員会の判断に基づき、3-6. 面接及び3-7. 現地調査の他、極めて特殊な調査等の当初想定外の審査業務が必要となることがあります。そうした場合、例えば、面接の実施に係る経費や、現地調査に係る認証審査員出張費及び宿泊費や、特別調査費等の追加費用を、上記に審査料及び認証・登録料に加えた別途費用として請求することとします。

表1. 申請に関する文書一覧表

	文 書 名	申請時 提出書類	ホームページにて公開
	日本品質・真正品認証・登録 募集要項		公開 (PDF文書)
	日本品質・真正品認証・登録 実施要領		公開 (PDF文書)
	日本品質・真正品認証・登録 実施要領 別表1		公開 (PDF文書)
	日本品質・真正品認証・登録 実施要領 補則その1		公開 (PDF文書)
	日本品質・真正品認証・登録 実施要領 補則その2		公開 (PDF文書)
	日本品質・真正品認証・登録 実施要領 補則その3		公開 (PDF文書)
①	(別添様式1) 日本品質・真正品認証 申請書	○	公開 (Word文書)
②	(別添様式2) 日本品質・真正品認証 申請者提出書類	○	公開 (Word文書)
③	(別添様式3) 添付書類整理表	○	公開 (Excel文書)
④	添付書類 (サイズはA4、A3の場合は折り込み)	○	各申請者の様式
⑤	申請者の概要	○	各申請者の様式
⑥	日本品質・真正品認証に関する認証・登録合意書	○	非公開 (申請者宛郵送)
	日本品質・真正品認証 申請者提出書類の記入の手引き		公開 (PDF文書)
	「日本品質・真正品認証・登録マーク」 (認証マーク) 使用規程		公開 (PDF文書)
	日本品質・真正品認証・登録マーク使用の手引		公開 (PDF文書)

※上記文書は以下のURLからダウンロードしてください。

一般社団法人レジリエンスジャパン推進協議会URL: <http://www.resilience-jp.biz/>

表1に示された(別添様式1)「日本品質・真正品認証 申請書」、(別添様式2)「日本品質・真正品認証 申請者提出書類」及び(別添様式3)添付書類整理表は、ワード、エクセル(Microsoft Word、Excel)形式でダウンロードでき、そのままパソコン上で書き込めるようになっています。

以 上

(2018年11月12日 制定)